



をつく形で転倒した。

#### (2) 乗合バスの車内事故2

11月25日(金)午前8時5分頃、高知県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客6名を乗せて運行中、交差点を右折した際に乗客(女性、56歳)1名が座席から通路に転倒した。

この事故により、転倒した乗客が右尺骨骨折の重傷(約2ヶ月の加療)を負った。

転倒した乗客は、運転席のすぐ後ろの座席に着席していたが、右折時(時速約15キロメートル)の動揺により通路に転倒した模様。

当該バスの運転者は、当該バスを停車させて、転倒した乗客の負傷状況を確認したところ、「大丈夫です。」と告げられたため、そのまま運行を継続した。

転倒した乗客は、予定どおりのバス停で降車したが、その後、転倒した乗客から当該事業者に「病院で診てもらったら骨折していた。」との連絡があった模様。

#### (3) 乗合バスの車内事故3

11月25日(金)午前11時35分頃、長崎県のバス停において、同県に営業所を置く乗合バスが降車扱いを終えて乗客20名を乗せて発車したところ、乗客1名(女性、60歳)が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が左腕骨折の重傷を負った。

事故当時、転倒した乗客は、次のバス停で降車するために運転席の後ろに立っていたが、当該バスの運転者の「発車します」のアナウンスを聞き、手摺りに掴まろうとしたが掴まりそこねて、バランスを崩し転倒した模様。

#### (4) 乗合バスの車内事故4

11月25日(金)午後3時45分頃、北海道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客56名を乗せて運行中、バス停で停車するためブレーキをかけたところ、当該バス停で降車する予定の乗客(女性、75歳)が仰向けに転倒した。

この事故により、転倒した乗客が第1腰椎破裂骨折などの重傷を負った。

事故当時、当該バスの車内は混雑していたため、転倒した乗客は手摺りに掴まらずに当該バスの前方に向かって移動をしている途中だった模様。

#### (5) 乗合バスの車内事故5

11月28日(月)午後6時20分頃、兵庫県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客50名を乗せて片側一車線の道路を走行中、急ブレーキをかけたところ、乗客13名が転倒した。

この事故により、転倒した乗客13名が軽傷を負った。

事故当時、当該バスはバス停での乗降扱いを終え、前方の交差点を直進しよ

うとしたところ、当該バスを追い越してきた乗用車が、当該バスの前方に割り込み当該交差点を左折しようとブレーキをかけたことから、当該バスの運転者は、衝突を避けるために急ブレーキをかけた。

なお、当該乗用車はそのまま走り去った。

#### (6) 乗合バスが自転車に乗った学生を撥ねた事故

11月28日(月)午後9時45分頃、沖縄県において、同県に営業所を置く乗合バスが丁字路交差点を青信号に従い通過しようとしたところ、2人乗りの自転車が無灯火で右側の道路から当該交差点に進入してきたため、当該バスの運転者はブレーキをかけたが間に合わず当該自転車を撥ねた。

この事故により、自転車に乗った2名の学生のうち1名が死亡し、1名が軽傷を負った。

事故現場は、片側一車線の道路で、事故当時、当該自転車は下り坂を下って当該交差点に進入し、当該バスの右角のバンパーから右前方側面付近と接触した。

#### (7) 乗合バスが田圃に転落、横転した事故

11月30日(水)午後4時50分頃、山形県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客1名を乗せて運行、道路左側から飛び出してきた猫を避けようとしたところ横転した。

この事故により乗客1名が軽傷を負った。

事故現場は、見通しの良い直線道路で、事故当時、当該バスの運転者は、猫を避けるためハンドルを右に切ったところ、センターラインを越えて対向車線の側溝に右側前輪が脱輪し、電柱に衝突した後、約80センチメートル下の田圃に転落、横転した模様。

なお、事故当時、現場付近は小雨が降っており路面は濡れていた。

#### (8) タクシーが後方からきたオートバイと衝突した事故

11月24日(木)午後2時55分頃、広島県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客1名を乗せて運行中、交差点を左折し終えたところ、当該交差点を右側から直進してきたオートバイが当該タクシーの後面に追突した。

この事故により、当該オートバイの運転者が死亡した。当該タクシーの乗客及び運転者に負傷はなし。

事故現場は、信号のある交差点で、当該タクシーは、登り坂の片側一車線の道路から平坦な片側二車線の道路に、青信号に従い進入した模様。

#### (9) タクシーが中央分離帯に衝突、横転した事故

11月24日(木)午後3時30分頃、愛知県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客2名を乗せて運行中、交差点を青信号に従い右折する際、中央分離帯の縁石に乗り上げて横転した。

この事故による負傷者はなし。

事故当時、当該タクシーが走行してきた道路と交差する道路右側に、停止線を越えて停車していた車両があり、当該タクシーの運転者は、当該車両の右側に設置された中央分離帯に気付かなかった模様。

#### (10) タクシー運転者が暴行を受け死亡した事件

1月29日（火）午前2時50分頃、神奈川県において、東京都に営業所を置くタクシーが、酩酊状態の男性（48歳）を乗せて運行中、目的地付近で当該タクシーの運転者が当該乗客に声を掛けて起こしたところ、当該乗客が暴れ出した。

当該タクシーの運転者は、車外に出て携帯電話から警察へ通報したところ、車外に出てきた当該乗客と口論になった。

午前3時頃、通報により警察官が現場へ到着したところ、当該タクシーの運転者は当該タクシーの前で倒れており、意識不明の状態であった。

この事件により、当該タクシーの運転者は、搬送先の病院で死亡が確認された。

なお、現場付近に当該乗客らしき男性が立っていたことから、警察はその場で身柄を拘束し、同日、暴行容疑で逮捕した。

#### (11) タクシーが横断歩道上を横断していた歩行者を撥ねた事故

1月29日（火）午後7時35分頃、京都府において、府内に住所を置く個人タクシーが空車で走行中、道路を右側から左側に横断していた歩行者を撥ねた。

この事故により、撥ねられた歩行者が死亡した。

事故現場は、信号機のない横断歩道上であった。

#### (12) 中型トラックが大型トラックに追突するなど5台が絡む多重衝突事故

1月26日（土）午前3時10分頃、長野県の高速道路において、同県に営業所を置く中型トラックが走行中、前方を走行していた大型トラックに追突したことにより、当該大型トラックが横転し、双方のトラックの積載物が道路上に散乱した。その後、散乱した積載物に、後方から走行してきた2台の乗用車が乗り上げたことから、乗り上げた2台の乗用車の運転者が車両から降りて、事故の状況を確認していたところに、さらに後方から走行してきた自家用大型トラックが当該中型トラックに衝突し、当該2台の乗用車の運転者は、衝突のはずみで動いた当該中型トラックに巻き込まれた。

この事故により、当該2台の乗用車の運転者が死亡し、自家用大型トラックの運転者が重傷、中型トラックの運転者及び大型トラックの運転者が軽傷を負った。

この事故の影響で、当該高速道路は、約9時間通行止めとなった。



各自動車運送事業者等の方々におかれましては、期間中に下記URLの掲載された点検表を利用し輸送等の安全の確保に万全を期するために自主点検を実施しましょう。

( [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html) )



**【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】**

発行 国土交通省自動車局安全政策課

\* このメルマガについてのご意見は、< [jiko-antai@mlit.go.jp](mailto:jiko-antai@mlit.go.jp) >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> )

**【参考】**

\* 自動車局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 ( [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/) )

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

( 平日9:30~12:00 13:00~17:30 )

・ 自動音声受付 03-3580-4434 ( 年中無休・24時間 )

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

